（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　［略］ 九　低温貯槽　大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの 九の二～十三　［略］ 十三の二　コールド・エバポレータ　液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備（第十九号ハの処理設備を除く。）を有するものを除く。） 十四～十八　［略］ 十九　処理能力　処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの イ～ヘ　［略］ ト　その他処理設備 (イ)・(ロ)　［略］ (ハ)　内部冷却器付貯槽　$Q_{11}=V_{11}\times 10P_{11}$ (ニ)　加圧蒸発器付貯槽　$Q_{12}=(10P_{12}+1)\times 0.9V_{12}$ (ホ)　加圧蒸発器付低温貯槽 ①　［略］ ②　液化ガスを取り出す場合　$Q_{13}=(10P_{13}+1)\times 0.9V_{13}$ チ　［略］	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　［略］ 九　可燃性ガス低温貯槽　可燃性ガスであつて大気圧における沸点が零度以下のものを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの 九の二～十三　［略］ ［新設］ 十四～十八　［略］ 十九　処理能力　処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの イ～ヘ　［略］ ト　その他処理設備 (イ)・(ロ)　［略］ (ハ)　コールド・エバポレータ（専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。以下同じ。） ①　気化ガスを取り出す場合 (i)　送ガス蒸発器の常用の圧力が一メガパスカル以上のもの　$Q_{11}=W_{11}/(22.4/M\times\rho\times 1000)\times(10P_{11}+1)\times 24+W_{11}\times 24$ (ii)　送ガス蒸発器の常用の圧力が一メガパスカル未満のもの　$Q_{11}=W_{11}/(22.4/M\times\rho\times 1000)\times(10P_{11}+1)\times 24$ ②　液化ガスを取り出す場合　$Q_{11}=(10p_{11}+1)\times 0.9V_{11}$ (ニ)　内部冷却器付貯槽　$Q_{12}=V_{12}\times 10P_{12}$ ［新設］ (ホ)　加圧蒸発器付低温貯槽 ①　［略］ ②　液化ガスを取り出す場合　$Q_{13}=q_{13}\times(10P_{13}+1)\times 24$ チ　［略］